

質問タイトル	保有水平耐力時の支点反力の検討の必要性について		P307,P309,P310,P368						
構造種別	共通	技術基準解説書	平19国交告第594号第4						
政令の関係条文	政令第82条の3	告示の番号・項号の番号	ICBA Q&A No.25の回答で「保有水平耐力の検討(Dsの計算を含む)」と記載されていることから、設計者がDs計算時も保有水平耐力時も基礎固定で求めていて、保有水平耐力計算後の支点反力の処理不要と解釈しているケースがあります。						
問合せ内容	この解釈の適否についてご教示ください。								
適合性判定機関の見解	<p>不適合と判断する。            (理由)Q&amp;A回答のNo.25、No.90をまとめると、以下のように考えられるため。            (1)Dsの計算時は、基礎固定(浮上がり変形を拘束)として仮定した場合の3種類の崩壊形の一つを求める。            (2)保有水平耐力計算時は、            ①基礎固定で求めた場合の基礎部分反力について、杭の圧壊や引抜きが生じないことを確認する。            ②浮き上がりを考慮した場合は基礎部分反力について、杭の圧壊が生じないことを確認する。</p>								
添付資料	<p>ステータス</p> <table border="1"> <tr> <td>回答予定日</td> <td>回答済</td> <td>回答日</td> </tr> <tr> <td>2008/04/24</td> <td></td> <td>2008/05/09</td> </tr> </table> <p>回答内容</p> <p>基礎固定として保有水平耐力の計算を行った場合には、基礎部分反力に対して、杭の圧壊や引抜きが生じないことを確認する必要があります。現状では、基礎部分については短期の許容応力度計算を適切に行っておけば十分であると見なされます。</p> <p>ただし、上部構造の保有水平耐力を求める際に、無条件に基礎固定とすることは許容されません。耐力壁の脚部など、地震時に鉛直方向支持力が大きく変動する部分で、この部分に基礎バネを設置する方が、保有水平耐力算定と応力検定において、明らかに建築物の置かれた条件により既したものとなり、基礎固定とすると危険側の計算結果を与えると判断される場合には、基礎バネを設置して構造計算を行う必要があります。その際には、耐力壁の脚部等で使用された基礎バネが妥当なものであること(杭の圧壊が生じない範囲で基礎バネが使用されていること等)の説明を示す必要があります。</p> <p>なお、塔状比が4を超える建築物の場合には、必ず、地盤、基礎ぐい及びアンカーについて圧壊または引抜きが生じないことを確かめることを、補足しておきます。</p>			回答予定日	回答済	回答日	2008/04/24		2008/05/09
回答予定日	回答済	回答日							
2008/04/24		2008/05/09							